

独立行政法人大学入試センターが達成すべき  
業務運営に関する目標  
(中期目標)

平成28年3月1日  
(令和2年3月5日改訂)

文 部 科 学 省

## 目 次

|  |   |
|--|---|
| I. 政策体系における法人の位置付け及び役割                 | 1 |
| II. 中長期目標の期間                           | 1 |
| III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項   |   |
| 1. <u>大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験</u> | 2 |
| (1) センター試験及び共通テストの問題作成                 | 2 |
| (2) センター試験及び共通テストの円滑な実施                | 2 |
| (3) センター試験及び共通テストの採点・成績提供              | 3 |
| 2. <u>大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究</u>        | 3 |
| (1) 調査研究の在り方及び体制                       | 3 |
| (2) センター試験及び共通テストに関する調査研究              | 3 |
| (3) 大学入学者選抜の課題に対応した実践的な調査研究            | 4 |
| (4) 共通テストに関する調査研究                      | 4 |
| (5) 調査研究成果の公表及び評価                      | 4 |
| 3. <u>大学情報の提供等</u>                     | 4 |
| IV. 業務運営の効率化に関する事項                     |   |
| 1. 組織体制                                | 5 |
| 2. 業務運営                                | 5 |
| 3. 給与水準の適正化                            | 6 |
| V. 財務内容の改善に関する事項                       |   |
| 1. 計画的な収支計画の作成                         | 6 |
| 2. 保有資産                                | 6 |
| VI. その他業務運営に関する重要事項                    |   |
| 1. 内部統制                                | 6 |
| 2. トップマネジメントの促進                        | 6 |
| 3. 情報セキュリティ                            | 6 |
| 4. 人材の確保・育成                            | 7 |
| 5. 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化              | 7 |
| 6. 情報の公開                               | 7 |

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとめりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

センターは、独立行政法人大学入試センター法（平成 11 年法律第 166 号。以下「センター法」という。）第 3 条に基づき、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学入学者選抜の改善を図り、もって高等学校教育及び大学教育の振興に資することを目的としている。

このことを踏まえ、センターでは、大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）を実施するとともに、大学入学者選抜の選抜方法の改善に関する調査及び研究、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための情報提供を行ってきたところである。

国においては、大学入学者選抜に関して、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された第 2 期教育振興基本計画（対象期間：平成 25 年度～平成 29 年度）に基づき、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築するため、「志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換する」としている。さらに、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成 26 年 12 月 22 日中央教育審議会答申）や、それを基に策定された「高大接続改革実行プラン」（平成 27 年 1 月 16 日文部科学大臣決定）等を踏まえ、文部科学省に設置した高大接続システム改革会議において、高大接続改革実行プランを具体化し、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を進めるための検討を行い、高大接続システム改革会議の「最終報告」（平成 28 年 3 月 31 日。以下「最終報告」という。）等を踏まえ「大学入学共通テスト実施方針」（平成 29 年 7 月 13 日）を策定している。その後、民間の英語資格・検定試験の活用を延期し、「大学入学共通テスト」（以下「共通テスト」という。）の国語・数学における記述式問題の導入を見送ったところであり、「大学入試のあり方に関する検討会議」において大学入試における英語 4 技能の評価や記述式出題を含めた大学入試のあり方について具体的方策の検討を進めているところである。

これら国における検討状況を踏まえつつ、センターは、中期目標の期間においては、恒常的に行うべき業務を確実に実施するとともに、国と連携して大学入学者選抜をはじめ高大接続の改革の取組に関する様々な調査・検討を積極的に行う必要がある。

その際、センター試験に代わって令和 2 年度からの実施を予定している共通テストについて、センターの体制、業務等の更なる見直しが求められることに留意する必要がある。

なお、政策体系図については別紙のとおりとする。

このような役割を果たすため、センターの中期目標を以下のとおりとする。

## II 中期目標の期間

センター試験及び共通テストについては、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判

定することを主たる目的とするものであり、その試験問題は高等学校学習指導要領に準拠して継続的・安定的に作成される必要があること、また、調査研究については、客観的な手法により収集された入学者選抜に関するデータを多面的に分析する必要があることなどを踏まえれば、センター業務は長期的視点に立って行われる必要がある。このためセンターの中期目標期間は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験

センター試験及び共通テストは、センター法第 13 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、多くの大学が入学者選抜の一環として共同して実施するものであるが、これが全参加大学において円滑に実施されるために、センターでは一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施することが必要である。

また、センター試験及び共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、試験の実施に参加大学の意思がより適切に反映されるよう、試験に係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。

##### (1) センター試験及び共通テストの問題作成

センター試験及び共通テストは、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提供することを目的とするものであることから、良質な問題を作成することが重要な使命であり、さらに、共通テストにおいては、各教科・科目の特質に応じ、思考力・判断力・表現力を一層重視する必要がある。

このため、試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図りつつ、毎年の問題作成及び点検を厳格に行うとともに、試験問題に関する自己点検・評価、第三者評価を行い、適切な問題作成に努める。

また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。

##### (2) センター試験及び共通テストの円滑な実施

センター試験及び共通テストは全国の大学において同一の期日（2日間）に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが必要である。このため、秘密保持に十分留意の上、試験を円滑に実施するため、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、参加大学に対する説明会や各種マニュアルの配布を行うとともに、高等学校や受験者に対して受験案内等を配布する。また、試験会場や試験室の割り当て方法などについて、受験者の利便性等を考慮しつつ効率的な活用を検討し、着実に実施する。更に、センター試験及び共通テストの実施結果を踏まえ改善を図る。

なお、障害のある者等に対して、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を踏まえ、能力・適性等に応じた進学の手続きを定める観点から公平に受験することができるよう、試験会場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、適切な措置を講じる。

### (3) センター試験及び共通テストの採点・成績提供

センター試験及び共通テストの採点及び成績提供を着実にを行うことにより、参加大学の多様なニーズに対応するとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対しセンター試験及び共通テストの成績を開示する。

#### 【指標】

- ・試験問題に関する高等学校関係者による外部評価において 95%以上が良問であるとの評価を得る。(平成 27 年度試験実績：95%)
- ・試験問題の適切な管理・輸送を徹底するため、年 2 回開催する説明会への参加大学の出席率を 98%以上とする。なお、問題の管理・輸送に関するトラブルが起こった場合に対応できる体制を整備するとともにトラブルに適切に対応する。(平成 27 年度試験説明会出席率実績：98%)

【重要度：高】センター試験及び共通テストについては、約 55 万人の大学入学志願者を対象に公平性・厳正性・信頼性を旨として実施する大規模な共通の試験であり、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定するための問題を作成しつつ円滑かつ着実に試験を実施する必要があるため。

## 2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

センター法第 13 条第 1 項第 2 号に基づき、我が国の大学入学者選抜方法の改善における調査研究について、センターが主体となり、各大学や高等学校と交流及び協力を進めつつ進める。

特に、共通テストに関しては、平成 28 年度以降、調査研究における工程計画を策定し、共通テストの導入に向けての調査研究を実施する。

調査研究においては、真に必要とされる具体的なテーマに集中・特化して選定を行うとともに、それに対する目標や評価の基準の明確化を図るものとする。

### (1) 調査研究の在り方及び体制

将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や大学入学者選抜をめぐる様々な課題に対応した実践的な調査研究など社会的要請が特に高い課題に取り組むことが必要である。また、共通テスト導入まで実施されるセンター試験の着実な実施を支える研究も求められる。このことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、研究の計画を立て、計画に従った研究を着実に推進するとともに、研究水準の向上や競争的資金の導入を図る。

その際、重要課題について一定の期限を付して重点的に取り組むプロジェクト型の調査研究についても重視する。

また、大学の研究者等とも連携して研究することにより、迅速に研究成果を得て、各大学に発信する機能の充実を図る。

### (2) センター試験及び共通テストに関する調査研究

センター試験及び共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や

選抜方法に適切に反映する。特に、得点調整並びにセンター試験及び共通テストのモニターによる調査等を行い、これらの成果も踏まえながら、センター試験及び共通テストの改善を図る。

(3) 大学入学者選抜の課題に対応した実践的な調査研究

例えば、①各大学の個別選抜における多面的・総合的な評価による大学入学者選抜を支援するための調査研究や②障害のある者等のニーズに対応した特別措置の内容・方法など、大学の入学者選抜の課題を踏まえ国の施策に反映させるための実践的な調査研究を行う。

(4) 共通テストに関する調査研究

高大接続改革実行プランや最終報告等を踏まえ、共通テストの設計や作問の在り方、実施方法、実施体制などについて、現行のセンター試験におけるノウハウでは対応できないと考えられる課題等の整理を踏まえ、明確な方向性に基づき調査研究を行う。

また、その際、調査研究の内容を、共通テストに適切に反映させるため、その具文化に向けた今後の議論も踏まえた具体的な目標を設定し、着実に実施する。

(5) 調査研究成果の公表及び評価

研究成果については、多様な手段で積極的かつ効果的に公表するよう努めるとともに、センター試験及び共通テストの改善に活用する。また、各大学との研究協議等を通じた、各大学の入学者選抜の改善や、国が行う大学入学者選抜の改善に向けた政策の企画立案への活用を促す。更に、外部評価において、設定した目標が達成されているか、研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるかといったことなどについて厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

**【指標】**

・各調査研究課題の目標達成度が外部評価委員会において 80%以上であるという評価を得る。

**【優先度：高】** 高大接続改革実行プランや平成 27 年度末に予定されている高大接続システム改革会議の最終報告等に基づき、センター試験に代わるテストとして令和 2 年度から実施を予定している共通テストの導入に向け今中期目標期間における平成 28 年度から令和元年度までの間、調査研究を優先的に行う必要があるため。

**【難易度：高】** 共通テストの設計や作問の在り方、実施方法、実施体制などについては、従来の大規模統一試験では例のない取り組みが求められるものであり、これまで実現が困難であったものであるため。

3 大学情報の提供等

センター法第 13 条第 1 項第 3 号に基づき実施する大学情報の提供業務について、平

成 28 年度中に業務の必要性や提供内容について廃止も含めた検証を行う。その検証結果を踏まえ、本業務を実施する場合は、センター試験及び共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。

【指標】

- ・ 検証後、引き続き大学情報の提供業務を行う場合は、アクセス件数の具体的な数値目標を平成 27 年度実績以上とする。

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1 組織体制

事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図り、効率的かつ円滑な業務運営の改善を図る。なお、効率化に関しては、長期的視野に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

##### 2 業務運営

(1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めるとともに、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

また、調達合理化等を推進することなどにより、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を、本中期目標期間中に平成 27 年度実績額の 1%以上削減する。

※固定的な経費＝（一般管理費＋事業費）－変動費－特殊業務経費－退職手当

変動費＝受験者の増減により変動する経費

特殊業務経費＝新規・拡充等の特殊要因に係る経費

(2) センター試験及び共通テストについては、受験者の利便性に配慮しつつ、効率的な試験場・試験室の活用に取り組むとともに、業務運営の効率化の観点から試験問題等の印刷経費等について、平成 27 年度実績を基に削減に取り組む。また、OMR のデータ作業の効率化について検証を行うなど、事務の効率化に向けた検討を行う。なお、検討を行うこととする具体的な内容については、毎年度の年度計画に記載するものとする。更に、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化に取り組む。

(3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

(4) その他、業務運営全般について事務の効率化に努めるとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、試験の秘密保持を考慮しつつ、契約の適正化を推進するとともに、自己点検評価を実施し、その評価に則って業務の見直しを行う。

### 3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1 計画的な収支計画の作成

安定的な業務運営ができるよう、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

### 2 保有資産

施設・設備については、センター試験及び共通テストの秘密保持に十分留意の上、計画的な整備を行う。

なお、講師等宿泊施設については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、令和元年度までに、廃止も含めその必要性を厳格に検証するとともに、検証段階においても収支の改善に向けた具体的な方針を早急に策定し、着実に実施する。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。

### 2 トップマネジメントの促進

国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するための理事長のトップマネジメントを促進する。

### 3 情報セキュリティ

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、試験問題に係る秘密保持を確保するとともに、個人情報保護のために必要な体制などの充実を図る。更に、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。



#### 4 人材の確保・育成

人材確保・育成方針を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保に努めるとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、センター業務を円滑かつ安定的に行うことのできる能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。

#### 5 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化

試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。

#### 6 情報の公開

業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすい情報開示に努めるとともに、毎年度、積極的な開示を行う。

# 独立行政法人大学入試センターについて

別紙

## 独立行政法人大学入試センター法(平成11年法律第166号)(抜粋)

### 【目的】

大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資する。

### 大学入試センター試験及び大学入学共通テストの実施

大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して実施することが適当な業務を行う。

※センター試験及び共通テストは、原則、受験生の検定料で実施

### 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

大学入学者選抜方法の改善について調査研究を行う観点から、真に必要な課題に厳選し、センター試験及び共通テストに関する調査研究と大学入学者選抜の改善に関する調査研究に集中・特化した研究を行う。

### 大学入試センター試験及び大学入学共通テストの果たす役割など

高等学校段階における基礎的な学習の達成度を測定するための良質な問題の確保

各大学が実施する試験との適切な組合せによる多面的・総合的な大学入学者選抜